

第五次環境基本計画とSDGs

福岡大学名誉教授 浅野 直人

環境基本法に基づく日本の環境基本計画が最初に作られたのは、1994年12月だった。計画はほぼ5年ごとに見直されてきているので、今年2017年には第五次の計画が準備されることになる。それにしてもこの20年余の変化には大きなものがある。第一次計画から第五次計画まで、そのすべてに関わったことになる者としてはそのことを強く感じさせられる。

特に、2015年秋には、2030年を目標年度とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその中心となる「持続可能な開発目標(SDGs)」が国連総会で採択され、また2016年秋には、京都議定書に代わる新たな地球の気候変動対策への国際的取り組みの枠組みを定めるパリ協定が発効したことに改めて注目する必要がある。これらは、いずれも地球が有限であること(プラネタリー・バウンダリーがあること)を再確認し、それを前提にいつ人類が持続可能な社会を作っていくべきことを決意するものであった。とりわけ、パリ協定の前提には、今世紀末までの平均気温上昇を2℃以内に抑えるために今後排出できる温室効果ガスの総量に限度があり、したがって、今世紀末には、排出量と吸収量が等しくなる脱炭素社会をめざすべきことへの共通認識がある。

日本の環境基本計画は、これまでも大枠ではSDGsなどの示す考え方を取り入れてきており(2016年12月持続可能な開発目標(SDGs)推進本部決定「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」参照)、経済・社会・環境の統合的向上を図って持続可能な社会をめざすべきことを2006年の第三次計画で打ち出し、また、このためには低炭素社会・循環型社会・生物共生社会を同時に実現しなければならないことを、2012年の第四次計画で確認してきている。2015年7月には、中央環境審議会総会が、これらの考え方の実現を加速するために、環境政策の一層



の統合を図りさらに関連する政策領域との連携を進めるべきことを提言した(中央環境審議会意見具申「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築～環境・生命文明社会の創造～」)。

第五次環境基本計画は、SDGsの考え方を活用し、さらにパリ協定の精神をふまえつつ、意見具申での提言を基礎にしたものとなるものと思われる。

ところで、2030アジェンダは、その前文で、「我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う」とした上で、5つのPを見出しとする決意を表明している。それは、①People(人々): 貧困と飢餓の終焉、健全な環境の中での尊厳と平等の確保、②Planet(地球): 持続可能な消費と生産、自然資源の持続可能な管理、気候変動への切迫した行動、③Prosperity(繁栄): 全人類の繁栄と充実した生活の享受、自然と調和した開発、④Peace(平和): 平和なくして持続可能な開発はなく、持続可能な開発なくして平和なしの決意、⑤Partnership(パートナーシップ): アジェンダ実現のため、活性化されたグローバル・パートナーシップを通じての必要な手段の動員、である。これに続いて、ビジョン、共有する基本原則、直面する課題とその解決のチャンス

とすべきことの確認に続き、アジェンダの本体としての17の「持続可能な開発目標」と169のこれらに関連づけられたターゲットが掲げられる。目標は先進国を含むすべての国がめざすべきものであり、各国の具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが期待されている。また、目標は、一体のもので分割できないものともされている。

この17の目標とは、1.貧困撲滅、2.飢餓撲滅、食糧安全保障、持続可能な農業、3.健康的な生活の確保、福祉の促進、4.包括的かつ公平な質の高い教育の提供および生涯学習の機会の確保、5.ジェンダー平等、6.すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保、7.すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスの確保、8.持続可能な経済成長、完全に生産的な雇用、ディーセント・ワークの促進、9.レジリエントなインフラ構築、持続可能な産業化、イノベーションの拡大、10. 各国内及び各国間の不平等の是正、11.包括的、安全かつレジリエントで、持続可能な都市・人間居住の実現、12.持続可能な生産消費形態の確保、13.気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策、14.海洋資源の保全及び持続可能な利用、15.陸域生態系、森林の保護・管理、砂漠化防止・土地劣化阻止、生物多様性の損失の阻止、16.平和で包括的な社会、司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度、17.実施手段、グローバル・パートナーシップであり、ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク（SDSN）が共同で発表した2016年の報告書によれば、日本は、SDG1（貧困）、SDG5（ジェンダー）、SDG7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG14（海洋資源）、SDG15（陸上資源）、SDG17（実施手段）の7つのゴールについては達成の度合いが低いと評価される指標が含まれている、とされる。

これを受け、政府のSDGs実施指針では、次の8項目を日本での優先取組課題として掲げている。すなわち、1 あらゆる人々の活躍の推進、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー確保、気候変動対策、循環型社会形成、6 生物多様性、森林、海洋等の環境

の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs実施推進の体制と手段がそれであるが、そのすべてが環境政策の課題との関わりを持つということができる。安全・安心は環境政策の最も重要な基礎であり、公害克服の取組以来、環境保全が全うされることは健康確保の鍵であった。深刻な公害がある程度克服された今でも、化学物質その他による環境リスクの管理は環境政策の重要課題である。人口減少と過疎化進行の中では自然資源として位置づけられる日本の国土保全が環境政策の観点からも大きな課題となりつつある。そして地域活性化とつながる地域環境政策が必要である。環境政策は多様な主体が担い手とならない限り、現実化しない。特に地域での環境施策は地域をよく知る年長者と若者の連携なしには進められない。

SDGsの課題への取組は、行政の縦割りの陣取りによる取組を避け、各政策領域間の連携によって進められるべきである。閣議で決定され、全ての省庁の取組によって実現されていくべき政策・施策を掲げることとなる環境基本計画であるからこそ、環境政策の立場を大前提としつつ、統合的なSDGsの課題への取組に資することができるであろう。

なお、地域での環境計画でも同様のことが指摘できる。すでに、この秋に策定予定の北九州市の新たな環境基本計画は、SDGsとの関連を深く意識したものとなっており、さらに福岡県の新しい環境基本計画も、同様の考え方を取り込もうとしていることは、全国に先駆けるものとして、注目されることになるのではなかろうか。これに啓発されて、九州環境管理協会をはじめ九州の企業や団体の中に、それぞれの環境への取組にあたって、SDGsの課題実現への寄与を意識したものが多く生まれてくることをも期待したいものである。

（あさのなおひと＝前中央環境審議会会長、九州環境管理協会評議員会議長）